

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【航海訓練所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月17日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	独立行政法人航海訓練所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 保有する資産は必要最小限のものであり、現時点で不要資産はない。引き続き自主的な見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 事務所等の運営は、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。</p> <p>● 管理業務等の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減することとしている。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p> <p>● 保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度 (金額ベース) 一般競争等 854,951千円(98.0%)、競争性のない随意契約 17,621千円(2.0%) (件数ベース) 一般競争等 76件(93.8%)、競争性のない随意契約 5件(6.2%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース) 一般競争等 5,110,967千円(99.9%)、競争性のない随意契約 6,231千円(0.1%) (件数ベース) 一般競争等 89件(94.7%)、競争性のない随意契約 5件(5.3%)</p> <p>平成24年度 (金額ベース) 一般競争等 850,993千円(99.1%)、競争性のない随意契約 7,589千円(0.9%) (件数ベース) 一般競争等 88件(94.6%)、競争性のない随意契約 5件(5.4%)</p> <p>●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、競争参加資格要件及び仕様内容等の見直しを行うとともに、十分な公告・公示期間を確保することとしている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>該当なし。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保している。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、ホームページでの周知及び入札公告等への記載を行うこととして透明性を確保している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 共同調達の実施等を検討する。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠して役員及び職員の給与規程等を改正し、役職員の給与を削減した。 ● 「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等」に準拠して役員及び職員の退職手当規程を改正し、役職員の退職手当支給水準を引き下げた。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。 【平成25年度に見込まれる指数】 対国家公務員指数 103.8 対国家公務員指数(地域・学歴勘案) 104.4
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する。業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する。との目標を設定済みであり、この達成に向け、簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保による業務運営コストの削減に取り組むこととしている。

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 理事長を委員長とする内部評価委員会、監事及び監査法人による外部からの監査並びに理事長を査察者とする練習船教育査察等により、的確に内部監査を実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 第3期中期計画期間中、訓練受託費について、船員教育機関との協議のうえで段階的な引き上げを図る(平成27年度11,000円)。平成24年度については、1人1月8,000円に引き上げを実施した。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	● 協賛・寄附等が見込める事業については、船員教育機関、海事関連団体、海運会社及び練習船寄港要請に係る地方自治体や外地寄港要請団体等との連携を強化して、その拡大に努めている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 平成22年度より教科参考資料の一般販売を開始した。また、そのうちの一部の単価を見直し、自己収入の拡大に努めている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。

No	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所
----	----	----	-------	-----	-------------

(平成25年7月1日現在)

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 航海訓練事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中(平成23年度から平成27年度)に訓練負担金(平成21年度月額5,000円)を、航海訓練を委託している船員教育機関15校(商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校。以下同じ。)と協議し、毎年、月額1,000円ずつの引上げを図る(平成27年度月額11,000円)。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大(各船員教育機関及び海運業界等からの負担の拡大)を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。	2b	訓練負担金について、平成27年度に月額11,000円とするため、平成23年度中に月額7,000円に引き上げることについて船員教育機関と協議し、平成23年度に訓練負担金を月額7000円に引き上げた。 受益者負担の拡大については、平成24年3月、学識経験者、海運事業者、船員教育・訓練機関、船員の代表者及び国(国土交通省、文部科学省)からなる「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」において、内航海運事業者による社船実習を平成25年度に開始すること等について取りまとめを行った。 これを踏まえ、各取組に関する具体的な実施計画を平成24年度に策定することとされていたが、前提となっている「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)が凍結されているため、その取扱いについて見極めているところ。	今後の独法改革の議論を踏まえ検討する。
02 航海訓練事業	自己収入の拡大	22年度から実施	教科参考資料の市販等により、自己収入の拡大に努める。	2a	平成22年度より外部に対する教科参考資料の販売を開始した。また、教科参考資料のうち一部の単価を平成22年度に引き上げ、残りの単価を平成23年7月に引き上げるなど、自己収入の拡大に努めている。(売上げ 平成22年度 3,606千円 平成23年度 3,934千円 平成24年度 4,777千円)	適正な販売価格について現在の価格設定が妥当なものかどうか、自己収入拡大の観点から検討を実施予定。また、教科参考資料の一部を書籍化することにより、一般への販売拡大に努める。
03 航海訓練事業	船舶の代替建造に併せた業務の効率化	代替船の運航時以降実施	老朽化している練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、必要最小限の規模の練習船とすることで燃料等運航経費を縮減する。	2a	「大成丸代替建造調査委員会」を設置して、平成23年3月に代替船の仕様、設備を検討するとともに内航船員養成教育訓練プログラムを作成し、効率的、効果的な訓練の実施に努められるよう最終とりまとめを行った。これに基づき、練習船「大成丸」の代替船については、5,800トンから約3,400トン、総定員214名から176名とし、タービン船から燃費効率の良いディーゼル船に切り換えるなど省エネ設計によるランニングコストを削減できる仕様とし、平成24年度から建造に着手した。	平成26年4月、代替船の就航予定。(建造中)
04 航海訓練事業	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校との連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。	2a	平成24年3月、「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会」において、効率的かつ効果的な船員教育・訓練の実施のため、教育機関に加え海運業界とも連携強化を図るとともに、船員志望者に対し重点的に乗船実習を行うスキーム等効率的な船員養成方策について取りまとめを行った。 なお、「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、航海訓練所及び海技教育機構は統合することとされていたが、平成25年1月の閣議決定により(2法人の統合は)当面凍結とされているため、その取扱いについて見極めているところ。	今後の独法改革の議論を踏まえ検討する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 組織体制の整備	船舶の代替建造に併せた要員の縮減	代替船の運航時以降実施	練習船「大成丸」の代替建造に伴う練習船隊の整備に併せて、要員を縮減する。	2a	大成丸の代替船における航海訓練の内容及び実習生定員を踏まえた要員の縮減に関する検討を行う。	大成丸代替船の要員は、5名(甲板部2、機関部2、事務部1)縮減する計画である。

No.	84	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人航海訓練所
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し 社船実習の活用	現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認めることとし、平成20年度中に措置する。	1	海上運送法の一部改正（平成20年7月17日施行）及び関係省令等の制定（平成20年7月31日施行）により平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12カ月の乗船訓練のうち、後半6ヵ月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務付けた。（達成時期：平成20年7月）	-
2	事務及び事業の見直し 帆船実習の在り方	航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務づけられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。	1	①帆船実習の義務付けの廃止 平成20年7月、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、商船系大学、商船高等専門学校等を対象とした3級海技士（航海）免許取得に係る乗船履歴に義務付けられていた帆船実習について、その義務付けを廃止した。 ②帆船実習の時期・期間の見直し 学生の就職直前の4月～9月の時期に実施されていた商船系大学の帆船実習の時期については、平成21年から3ヵ月早めて1月～6月の時期に移行するとともに、帆船実習の期間については、21年4月から社船実習を行う学生については、従来の6ヵ月から3ヵ月に短縮するよう措置した。（達成時期：平成20年7月）	-
3	事務及び事業の見直し 遠洋航海等を希望しない学生への措置	現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6ヶ月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について関係府省と協議し、平成20年度中に結論を得る。	1	・遠洋航海等を希望しない学生に対する必要な措置について、商船系大学及び商船高等専門学校を所管する文部科学省高等教育局専門教育課と協議を行った。（達成時期：平成21年3月） ・なお、文部科学省において、転科制度を導入した。	-
4	組織の見直し 支部・事業所の見直し	連絡調整室（東京）を平成20年度中に廃止する。	1	・連絡調整室（東京）は平成20年8月31日をもって廃止し、その業務を横浜本部へ移管した。（達成時期：平成20年8月）	-
5	組織の見直し 船隊構成の見直し	内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。	2	・大型タービン練習船を小型練習船に代替するに当たっては、タービン練習船の廃止後においても海運業界において通常使用されているタービン船（LNG船等）に配乗可能な海技資格の取得及びタービン技能の習得に支障を生じさせないため、平成20年3月に「タービン代替訓練技術検討委員会」を設置し、代替訓練制度について検討を行った。 ・小型練習船の導入について、内航業界を含めた「大成丸代船建造調査委員会」を設置し、練習船の仕様、内航海運業界からの要望も踏まえた教育訓練の内容、それを実現するための練習船の設備、養成規模の推移、さらには、導入のための予算措置について検討を行い最終とりまとめを作成し、平成24年度より建造に着手した。	平成26年4月、代替船の就航予定。 （建造中）
6	運営の効率化及び自律化 自己収入の増大	航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、平成20年度中に委託期間との間で協議する。	1	・平成19年度に、訓練を委託している各教育機関と協議を行い、平成20年度の訓練委託費について、1人1月3,000円から4,000円へと値上げを行った。（達成時期：平成20年4月） ・その後も各教育機関と増額に係る協議を毎年実施し、平成24年度は1人1月8,000円とした。	-
7	運営の効率化及び自律化 自己収入の増大	今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施又は航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討し、平成20年度中に結論を得る。	1	・海上運送法の一部改正（平成20年7月17日施行）及び関係省令等の制定（平成20年7月31日施行）により、平成21年度から外航海運会社がトン数標準税制の適用を受けようとする場合には、3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得させるための外航日本人船員の養成を自ら行わせることとした。具体的には、商船系大学・商船高等専門学校の学生に対する12カ月の乗船訓練の内、後半6ヵ月について自ら社船を練習船として実習を実施することを義務づけた。 ・また、当該社船による実習については、費用を支弁して第三者に委託して行う場合を含めており、委託先を航海訓練所とする場合には、訓練費用の一部（第三者委託費）を負担するよう措置した。（達成時期：平成20年7月）	-